

高知県営病院事業料金徴収条例をここに公布する。

○高知県営病院事業料金徴収条例

(昭和 32 年 3 月 30 日条例第 17 号)

改正 昭和 33 年 3 月 31 日条例第 17 号 昭和 33 年 7 月 10 日条例第 29 号 昭和 33 年 10 月 15 日条例第 45 号
昭和 34 年 3 月 25 日条例第 17 号 昭和 37 年 1 月 12 日条例第 6 号 昭和 38 年 12 月 25 日条例第 41 号
昭和 41 年 3 月 26 日条例第 12 号 昭和 41 年 12 月 27 日条例第 48 号 昭和 43 年 3 月 27 日条例第 12 号
昭和 45 年 3 月 26 日条例第 18 号 昭和 47 年 3 月 25 日条例第 18 号 昭和 49 年 3 月 26 日条例第 13 号
昭和 50 年 3 月 20 日条例第 10 号 昭和 51 年 3 月 25 日条例第 13 号 昭和 52 年 3 月 24 日条例第 9 号
昭和 54 年 3 月 17 日条例第 10 号 昭和 58 年 2 月 1 日条例第 1 号 昭和 60 年 3 月 23 日条例第 6 号
昭和 61 年 3 月 22 日条例第 12 号 平成元年 3 月 24 日条例第 17 号 平成 3 年 3 月 20 日条例第 11 号
平成 3 年 7 月 10 日条例第 26 号 平成 4 年 7 月 7 日条例第 29 号 平成 6 年 3 月 29 日条例第 13 号
平成 6 年 3 月 29 日条例第 18 号 平成 6 年 3 月 31 日条例第 20 号 平成 6 年 10 月 1 日条例第 32 号
平成 8 年 3 月 26 日条例第 20 号 平成 9 年 3 月 25 日条例第 25 号 平成 12 年 3 月 28 日条例第 58 号
平成 15 年 12 月 26 日条例第 72 号 平成 18 年 3 月 24 日条例第 13 号 平成 18 年 9 月 29 日条例第 41 号
平成 18 年 12 月 26 日条例第 52 号 平成 20 年 3 月 25 日条例第 12 号 平成 20 年 12 月 24 日条例第 57 号
平成 23 年 12 月 28 日条例第 42 号 平成 25 年 12 月 27 日条例第 88 号 平成 25 年 12 月 27 日条例第 89 号
平成 26 年 12 月 26 日条例第 93 号 令和 4 年 3 月 25 日条例第 20 号 令和 6 年 10 月 18 日条例第 56 号
令和 7 年 10 月 15 日条例第 38 号

第 1 条 病院事業の料金については、この条例の定めるところにより徴収する。

第 2 条 前条に規定する料金の額は、次に定めるところによる。

- (1) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）別表第 2 第 6 号に規定する療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等のうち、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月厚生労働省告示第 59 号）又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 99 号）（以下この条において「算定方法等」という。）に定めのあるものについては、当該算定方法等により算定した額
- (2) 診療を受ける者が診療料等につき自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 16 条第 1 項の規定により損害賠償額の支払を請求することができる場合にあつては、算定方法等による算定額に 100 分の 150 を乗じて得た額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、国、地方公共団体、社会保険団体等が地方公営企業管理者（以下「管理者」という。）と締結した診療等の契約に係るものについては、当該契約で定める算定方法により算定した額
- (4) 前 3 号に定めるもの以外のもので、算定方法等に定めのあるものにあつては当該算定方法等により算定した額と当該算定した額に消費税法第 29 条に規定する消費税の

税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和 33 年高知県条例第 1 号）第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額以内で管理者が定める額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とを合算して得た額、算定方法等に定めのないものにあつては別表に定めるところにより算定した額（文書料及び病室使用料にあつては、同法別表第 2 第 8 号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合を除き、当該算定した額と当該算定した額に同法第 29 条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に同条例第 70 条の 4 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 10 円に切り上げた額）とを合算して得た額とする。）

第 3 条 生活困窮者については、管理者は、その徴収すべき料金を減免することができる。

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則（令和 7 年 10 月 15 日条例第 38 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高知県営病院事業料金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の病室の使用について適用し、同日前の病室の使用については、なお従前の例による。

別表(第 2 条関係)

種類		金額
文書料	診断書	1 通につき 2,100 円
	死亡診断書	1 通につき 3,400 円
	死産診断書	
	恩給、年金等に関する診断書	1 通につき 5,100 円
	自動車損害賠償責任保険に関する診断書	
	自動車損害賠償責任保険以外の各種保険に関する診断書	
	死体検案書	1 通につき 6,700 円
	死胎検案書	
	病歴書	1 通につき 2,600 円
	診療録写し	

	自動車損害賠償責任保険に関する診療報酬請求明細書		1 通につき 4,400 円
	その他の証明書		1 通につき 1,300 円
病室使用料	高知県立あき総合病院	特室A	1 日につき <u>6,100</u> 円
		特室B	1 日につき <u>5,900</u> 円
	高知県立幡多けんみん病院	特室	1 日につき <u>5,200</u> 円
分べん介助料	産科医療補償制度の掛金負担の対象となる分べん		1 件につき 103,200 円（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日、日曜日、土曜日、1月2日及び3日並びに12月29日から31日まで並びにこれらの日を除く日の午前零時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後12時までの間の場合（以下この表において「休日等の場合」という。）にあっては、1件につき 123,800 円）
	産科医療補償制度の掛金負担の対象とならない分べん		1 件につき 91,200 円（休日等の場合にあつては、1件につき 111,800 円）
その他の給付に係る料金			原価計算を基礎として管理者が定める額